

山形県避難者向け借上げ住宅入居者募集要領

平成 23 年 11 月 1 日
山形県県土整備部建築住宅課

本要領は、東日本大震災等に伴う避難者に対する借上げ住宅(以下、「借上げ住宅」という。)の入居者募集事務について定める。

1 対象住宅

募集する借上げ住宅は、本事業の業務を委託している社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会山形県本部(以下、「受託団体」という。)が選定し、知事が指定した住宅とする。

但し、11月1日以降は賃貸住宅の需給バランスが厳しい、山形市、米沢市、南陽市、高畠町以外の地域に存する住宅に限ることとする。

2 対象世帯

借上げ住宅に入居できる世帯は、以下の(1)または(2)のいずれか(以下、「入居要件」という。)に合致する世帯とする。

(1) 東日本大震災で被災された世帯(以下の条件を全て満たす世帯。(1)入居要件)

ア 東日本大震災等により被災した方で、被災地の市町村が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」を有する世帯(それらの証明書を後日準備できる者、今後発行される見込みの者を含む。) または福島県の原子力発電所事故に伴い政府からの避難指示等を受けた区域を含む市町村から避難してきた世帯

【福島県の原子力発電所事故に伴い政府からの避難指示等を受けた区域を含む市町村】

南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村、田村市、飯舘村、いわき市、川俣町

イ 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない世帯

(2) 福島県からの自主避難世帯(上記に該当する世帯を除く)

(以下の条件を全て満たす世帯。(2)入居要件)

ア 平成 23 年 3 月 11 日時点で福島県に居住していた世帯または借上げ住宅への申し込み時点で福島県に居住している世帯

イ 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない世帯

3 募集方法

(1) 借上げ住宅への入居者の募集は、受託団体が実施する。

(2) 入居の申し込みについては、以下のとおりとする。

ア 入居を希望する者または入居状況の変更を希望する者は、受託団体の会員である各借上げ住宅の仲介を行う宅地建物取引業者(以下、「仲介業者」という。)に山形県避難者向け借上げ住宅入居(変更)申込書(別記様式第1号)を提出するものとする。

- イ 仮設住宅の申し込みは、申込み世帯の世帯員数に応じて、1人世帯は1Kまたは1DK、2人世帯は2Kまたは2DKまでを標準とする。
- ウ 仲介業者は、申込書に記載の入居要件等を確認し、入居要件を満たすと判断した場合は、入居（変更）申込書を受理するものとする。
- (3) 入居の申し込み受付は、第3回目を平成23年11月1日（火）から当分の間実施する。

4 入居者の決定

- (1) 知事は、入居申込書の内容を審査し、支障がないと認められる場合は借上げ住宅への入居を許可するものとする。
- (2) 知事は、借上げ住宅への入居を許可した場合または入居状況の変更を許可した場合は、山形県避難者向け借上げ住宅入居許可（変更）通知書（別記様式第2号）を申込者へ送付するものとする。
- (3) 入居者は、(2)の許可を受けた場合は遅滞なく誓約書（別記様式第3号）を仲介業者及び受託団体を通じ知事に提出するものとする。

5 入居条件

- (1) 入居期間は原則1年間とする。ただし、知事が、必要があると認めた場合は、入居期間を入居許可の日から最長2年間まで延長することができる。
- (2) 住宅の使用料（家賃）、共益費及び管理費は無料とする。
- (3) 電気、水道、ガス料金、家賃に含まれない駐車場料金及び自治会費等は、入居者の負担とする。
- (4) 入居者は、借上げ住宅の適切な維持管理に努めるとともに、故意または過失により借上げ住宅を損傷させた場合は、自らの費用で修繕するものとする。
- (5) 入居者は、借上げ住宅を退去する場合は、私物や不要物等をすべて撤去するものとする。

6 入居者の責務

入居者は、借上げ住宅の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 住宅所有者の承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置
- (2) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造又は保管
- (3) 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等の搬入又は備え付け
- (4) 排水管を腐食させるおそれのある液体の流出
- (5) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏
- (6) 猛獣、毒蛇、鳴き声、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物の飼育
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員、及び暴力団準構成員、元暴力団構成員、元暴力団準構成員及び暴力団構成員及び暴力団準構成員と取引のある者（以下、「暴力団構成員等」という）の同居、または暴力団構成員等の本物件の使用

- (8) 住宅所有者の承諾なしに、申込書に記載した者以外の同居、もしくは本物件の使用、または入居者の変更
- (9) 住宅所有者の承諾なしに、犬、猫その他小動物等ペットの飼育。
- (10) 階段・廊下等共用部分への物品の設置、または看板・ポスター等の広告物の掲示。

7 入居者の善管注意義務

- (1) 入居者は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- (2) 入居者は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- (3) 入居者は、住宅所有者が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、住宅所有者が本物件の管理上必要な事項を入居者に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- (4) 入居者は、住宅所有者より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、入居者は、直ちに住宅所有者に連絡のうえ、住宅所有者が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は入居者の負担とする。
- (5) 入居者は、鍵の追加設置、交換、複製を住宅所有者の承諾なく行ってはならない。
- (6) 借上げ住宅に破損箇所が生じたとき、入居者は、住宅所有者に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて住宅所有者に損害が生じたときは、入居者はこれを賠償する。

8 入居許可の取り消し

- (1) 知事は、入居者が上記の責務または善管注意義務に違反した場合は、借上げ住宅の入居許可を取り消すことができる。
- (2) 知事は、入居者が以下の事項に該当した場合は、仮設住宅の入居許可を取り消すことができる。
 - ア 入居者が対象世帯の要件に該当しないことが明らかとなった場合
 - イ 入居者が常時継続的に借上げ住宅で生活を営んでいないことが明らかとなった場合
 - ウ 偽りその他不正な手段により入居の許可を受けた場合
 - エ 法令等に違反した場合
 - オ 仮設住宅の使用に関する知事からの指導に従わなかった場合

9 その他の手続き等

- (1) 入居者は、入居期間の延長を申請しようとする場合は、入居期間満了日の 1 ヶ月前までに、山形県避難者向け借上げ住宅使用期間延長申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出するものとする。
- (2) 入居者は、借上げ住宅を退居する場合は、退去の 1 ヶ月前に山形県避難者向け借上げ住宅退去届（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(様式 1)

受付番号 (県庁記入欄)

平成 年 月 日

山形県避難者向け借上げ住宅入居 (変更) 申込書

新規申込みの際は (変更) の文字を削除して使用願います

【申込者】

ふりがな	
氏 名	
住 所 (避難前の住所)	
現在の居住地	
電話(自宅)	
(携帯電話)	

昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

私は、以下の住宅への入居を申し込みます。 なお、この申込書に記載の内容について
事実と相違ありません。

【申込み借上げ住宅】

住 宅 の 番 号	全日本不動産協会 ・ 山形県宅建協会 番
住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 名 称 等	号室
住 宅 の 規 模	1 K ・ 1 D K ・ 2 K ・ 2 D K ・ 3 K ・ 3 D K 該当する間取りを で囲んでください。

【入居希望期間】

期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで 期間は最大 1 年間、 <u>期間のはじまりは申込日から 1 ヶ月以内とする。</u> <u>但し、入居許可日が申込日 1 ヶ月以降となる場合は、入居許可日からとする。</u>
-----	---

(裏面につづく)

県庁受付番号 :

建 第 号
平成 年 月 日

住所(避難前の住所)

氏名 様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県避難者向け借上げ住宅入居(変更)許可通知書

平成 23 年 月 日付けで申込みの受付を行いました、山形県避難者向け借上げ住宅への入居申し込みにつきましては、下記により使用を許可します。

記

1 許可する借上げ住宅

借上げ住宅の住所 _____

借上げ住宅の名称・部屋番号 _____

2 仲介業者名 _____

3 入居許可期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 許可条件

入居にあたっては、裏面に記載の入居条件等を遵守すること。

本通知書を受領後、速やかに別紙誓約書(別記様式第3号)を提出すること。

申込み時点で、「り災証明書」または「被災証明書」が交付されていない方は、交付後速やかに証明書の写しを住宅の申込みを行った宅地建物取引業者へ提出すること。

平成 23 年 3 月 11 日時点で福島県に居住していた世帯または借上げ住宅への申込み時点で福島県に居住している世帯の方は、福島県に居住していたことを証する書類(住民票の写し等)を提出すること。

5 入居許可者

氏 名	氏 名

【山形県避難者向け借上げ住宅入居者募集要領(抜粋)】

5 入居条件

- (1) 入居期間は原則 1 年以内とする。ただし、知事が、必要があると認めた場合は、入居期間を入居許可の日から最長 2 年間まで延長することができる。
- (2) 住宅の使用料(家賃)、共益費及び管理費は無料とする。
- (3) 電気、水道、ガス料金及び自治会費等は、入居者の負担とする。
- (4) 入居者は、借上げ住宅の適切な維持管理に努めるとともに、故意または過失により借上げ住宅を損傷させた場合は、自らの費用で修繕するものとする。
- (5) 入居者は、借上げ住宅を退去する場合は、私物や不要物等をすべて撤去するものとする。

6 入居者の責務

- 入居者は、借上げ住宅の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 住宅所有者の承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置
 - (2) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造又は保管
 - (3) 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等の搬入又は備え付け
 - (4) 排水管を腐食させるおそれのある液体の流出
 - (5) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏
 - (6) 猛獣、毒蛇、鳴き声、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物の飼育
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員、及び暴力団準構成員、元暴力団構成員、元暴力団準構成員及び暴力団構成員及び暴力団準構成員と取引のある者(以下、「暴力団構成員等」という)の同居、または暴力団構成員等の本物件の使用
 - (8) 住宅所有者の承諾なしに、申込書に記載した者以外の同居、もしくは本物件の使用、または入居者の変更
 - (9) 住宅所有者の承諾なしに、犬、猫その他小動物等ペットの飼育。
 - (10) 階段・廊下等共用部分への物品の設置、または看板・ポスター等の広告物の掲示。

7 入居者の善管注意義務

- (1) 入居者は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- (2) 入居者は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- (3) 入居者は、住宅所有者が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、住宅所有者が本物件の管理上必要な事項を入居者に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- (4) 入居者は、住宅所有者より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、入居者は、直ちに住宅所有者に連絡のうえ、住宅所有者が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は入居者の負担とする。
- (5) 入居者は、鍵の追加設置、交換、複製を住宅所有者の承諾なく行ってはならない。
- (6) 借上げ住宅に破損箇所が生じたとき、入居者は、住宅所有者に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて住宅所有者に損害が生じたときは、入居者はこれを賠償する。

8 入居許可の取り消し

- (1) 知事は、入居者が上記の責務または善管注意義務に違反した場合は、借上げ住宅の入居許可を取り消すことができる。
- (2) 知事は、入居者が以下の事項に該当した場合は、仮設住宅の入居許可を取り消すことができる。
 - ア 入居者が対象世帯の要件に該当しないことが明らかとなった場合
 - イ 入居者が常時継続的に借上げ住宅で生活を営んでいないことが明らかになった場合
 - ウ 偽りその他不正な手段により入居の許可を受けた場合
 - エ 法令等に違反した場合
 - オ 仮設住宅の使用に関する知事からの指導に従わなかった場合

県庁受付番号 :

誓約書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

私が、このたび入居する下記の住宅については、入居条件等の内容を遵守し、定められた期限までに退居します。

平成 年 月 日

氏 名 _____ 印

(自署の場合は印不要)

入居する住宅の住所 _____

入居する住宅の名称・部屋番号 _____

(様式4)

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

借上げ住宅の名称・部屋番号

入居者氏名 印

山形県避難者向け借上げ住宅等使用期間延長申請書

私は、平成 年 月 日に、借上げ住宅の入居から1年が経ちますが、
下記理由によって退去できないため、使用期間の延長を申請します。

記

【退去できない理由】

--

(様式5)

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

借上げ住宅の名称・部屋番号

入居者氏名 印

山形県避難者向け借上げ住宅退去届

私は、平成 年 月 日に、下記理由により退去しますので届け出ます。

記

【退去理由】

--